

議案第 9 号

調布市佐須農<sup>みのり</sup>の家条例

上記の議案を提出する。

平成28年 2 月 29 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

佐須農<sup>みのり</sup>の家を設置するため、提案するものであります。

調布市佐須農<sup>みのり</sup>の家条例

(設置)

第1条 深大寺・佐須地域などで見受けられる都市部においては貴重な里山等の環境を保全する活動並びにその歴史及び文化を広める活動を支援するため、調布市佐須農<sup>みのり</sup>の家（以下「農<sup>みのり</sup>の家」という。）を調布市佐須町5丁目5番地1に設置する。

(定義)

第2条 この条例において「里山等」とは、市内の雑木林，屋敷林，水田，畑，樹林地，農業用水等で形成する景観をいう。

(施設の使用)

第3条 農<sup>みのり</sup>の家の次の各号に掲げる施設は、当該各号に定める使用に供するものとする。

(1) 環境活動室 市民等が行う次に掲げる活動

ア 市内の里山等の環境を保全する活動

イ 市内の里山等の歴史及び文化並びにその継承についての情報を広める活動

(2) 会議室 前号に掲げる活動に関する会議，打合せ等

(休館日)

第4条 農<sup>みのり</sup>の家の休館日は、次の各号に掲げるところによる。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 1月1日から同月3日まで

(2) 12月29日から同月31日まで

(使用時間)

第5条 農<sup>みのり</sup>の家の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、

市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の手続)

第6条 農<sup>みのり</sup>の家を使用しようとするものは、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また同様とする。

2 市長は、農<sup>みのり</sup>の家の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に際し、条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 市長は、農<sup>みのり</sup>の家を使用しようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を承認しない。

(1) 公益を害し、風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設又は附帯設備（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。

(3) 管理上支障があるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第8条 農<sup>みのり</sup>の家の環境活動室の使用料は、無料とする。

2 農<sup>みのり</sup>の家の会議室及び附帯設備の使用料は、別表に定めるところによる。

3 前項の使用料は、使用の承認を受けたときに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減額又は免除)

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第2項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第11条 農<sup>みのり</sup>の家の使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(設備の変更禁止)

第12条 使用者は、農<sup>みのり</sup>の家に特別の施設をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用の取消し等)

第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用の目的に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。
- (3) 災害その他の事故により農<sup>みのり</sup>の家の使用ができなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、農<sup>みのり</sup>の家の使用を終了したときは、設備を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用を停止され、又は使用の承認を取り消されたときも、また同様とする。

(損害賠償の義務)

第15条 使用者は、使用に際し、施設等に損害を生ぜしめた場合は、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表（第8条関係）

使用料表

| 名称   | 区分      | 午前           | 午後          | 夜間          | 全日            |
|------|---------|--------------|-------------|-------------|---------------|
|      |         | 午前9時<br>～12時 | 午後1時<br>～5時 | 午後6時<br>～9時 | 午前9時<br>～午後9時 |
| 会議室  |         | 円<br>300     | 円<br>400    | 円<br>500    | 円<br>1,000    |
| 附帯設備 | 規則で定める額 |              |             |             |               |